

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	9-2
処分の種類	第一号対象事業者の指定の解除			
根拠法令条例等・条項	畜産経営の安定に関する法律第13条第2項			
処分の概要	第一号対象事業者が受託規定に違反等した場合に指定を解除する。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】畜産経営の安定に関する法律第13条第2項</p> <p>(指定の解除)</p> <p>第十三条</p> <p>2 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除することができる。</p> <p>一 第十条第一項第一号の要件に該当しないこととなつたとき。</p> <p>二 第十条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その指定に係る地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んだとき。</p> <p>三 この法律又は業務規程に違反して生産者補給金の交付の業務又は集送乳調整金に係る業務を行つたとき。</p>			
基準の制定根拠	—			